限定承認公告

本籍熊本県球磨郡あさぎり町免田東三七四三番地、最後の住所広島市東区牛田新町四丁目一八番一四号　被相続人　亡　牛島　通雄

右被相続人は平成二十二年八月十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十一日

東京都港区北青山二丁目七番二〇号第二イノセビル五階赤尾・花﨑法律事務所
相続財産管理人牛島信
代理人弁護士　花﨑　浜子

限定承認公告

本籍京都市上京区小川通武者小路下る華堂町五六八番地、最後の住所大阪府豊中市上新田二―九―五―三〇六
被相続人　亡　髙木　嗣夫

右被相続人は平成二十二年九月十三日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十一日

神奈川県川崎市宮前区土橋五―五―三―三〇六
相続財産管理人　髙木　健旨

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十八日
掲載頁　一六〇頁（号外第一二八号）

平成二十二年十二月二十一日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号
エムエフ・プロパティアルファ特定目的会社
取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十二年十二月十五日（号外第二六六号）掲載の教育職員免許状失効公告中、「氏名　関谷　透」とあるは「氏名　関屋　透」の誤りにつき訂正します。

扱店

正誤

平成二十二年十月十五日（号外第二百十六号）公布農林水産省・経済産業省令第五号（商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	下	五	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律	同法
二	上	一八	前条第一号各号	前条第一項各号
〃	〃	終りから一八	法第二条第二十二項第五号	同号
〃	〃	〃一一	「商品市場における相場等」	商品市場における相場等
〃	〃	〃三	委託者保護基金	委託者保護基金（以下「委託者保護基金」という。）
三	〃	一	第二十二条第六項	第二十二条第六項第二号
〃	〃	一三	第九十六条の三十九第二項	第九十六条の三十九第二項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）
〃	〃	一五～一六	第三百三十八条第二項	第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）
〃	〃	終りから一一	及び有価証券その他の物並びに	、有価証券その他の物及び
〃	〃	〃九	及び有価証券	、有価証券
四	下	〃二一	及び有価証券	、有価証券
〃	〃	五	削る	「帳簿上」に改める
〃	〃	終りから一五～一三	「取引等」の下に「（商品清算取引を除く。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。）」を加え、「商品市場」を「	「の受託を行う商品市場」を「（商品清算取引を除く。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。）の受託を行う
〃	〃	〃一〇～九	、「第二百九十六条」を「第六章」に改め	改め、「（法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。）」を削り
六	上	一〇	加入	加入し、
〃	〃	一一	加入	加入し、
〃	〃	一四	加入	加入し、
〃	〃	一五	加入	加入し、
〃	〃	一九	開始、休止	開始し、休止し、
〃	〃	二〇	休止	休止し、
〃	〃	終りから一三	当該変更	変更
〃	下	七	場合で	場合のうち
〃	〃	一三	場合で	場合のうち
〃	〃	一八	当該兼業業務	、当該兼業業務
七	〃	四	提供	提供し、
〃	〃	終りから一五	提供	提供し、
〃	〃	一七	ファイル	もの
〃	〃	終りから二一	ときは	ときは、
〃	〃	〃一八	までの間）	までの間）、
〃	〃	〃一七	消去し	消去し、
〃	〃	〃一五	イ、ロ	イ若しくはロ
〃	〃	〃四	場合は	場合は、
九	上	二一	個人。	個人
一〇	下	終りから一八	あっても	あっても
一一	上	〃八	「及び	「）及び
〃	〃	〃七	、有価証券	）、有価証券
〃	〃	〃七～六	、第三号及び第四号中「に相当する金銭及び有価証券」を削り	中「に相当する金銭及び有価証券」を削り、同項第三号中「もの。」を「もの」に改め、「に相当する金銭及び有価証券」を削り、同項第四号中「に相当する金銭及び有価証券」を削り
〃	〃	〃五	金銭及び有価証券	金銭及び有価証券と
〃	〃	〃〃	有価証券その他の物	有価証券その他の物と
〃	〃	〃四	、「有価証券」の下に「その他の物」を加える。	加え、「金銭及び有価証券」を「金銭、有価証券その他の物」に改める。
〃	〃	〃三～二	「この号」を「	「契約（以下この号」を「契約（以下
〃	〃	〃一	「商品取引員」を「商品先物取引業者」	「、商品取引員」を「、商品先物取引業者」
〃	下	二	を、	を加え、同号ニただし書中
〃	〃	〃	を加え、	を加え、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、
〃	〃	四	「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「	「商品取引員が
〃	〃	七～八	「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「	「商品取引員が
〃	〃	一一	「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「	「商品取引員が
〃	〃	一四	「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「	「商品取引員が
〃	〃	五	通知商品先物取引業者	商品先物取引業者が通知商品先物取引業者
〃	〃	一一～一二	通知商品先物取引業者	商品先物取引業者が通知商品先物取引業者
〃	〃	一四～一五	通知商品先物取引業者	商品先物取引業者が通知商品先物取引業者
〃	〃	五	改め	「、商品取引員の」を「商品先物取引業者の」に改め
〃	〃	二二	改め	「、商品取引員の」を「商品先物取引業者の」に改め
〃	〃	八	通知商品先物取引業者」に	商品先物取引業者が通知商品先物取引業者」に、「当該商品取引員」を「当該商品先物取引業者」に
〃	〃	一〇	「第百三十九条第一項第三号」を「	「及び第百三十九条第一項第三号」を「及び」
〃	〃	一一	に改め	に、「。第百三十九条第一項第三号」を「。同号」に改め
〃	〃	一二～一三	「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「第百三十九条第一項第四号」を「	「商品取引員が有する」を「商品先物取引業者が有する」に、「商品取引員に代わって弁済」を「商品先物取引業者に代わって弁済」に、「及び第百三十九条第一項第四号」を「及び」
〃	〃	一三	に改め	に、「。第百三十九条第一項第四号」を「。同項第五号」に改め
〃	〃	一五	に改め	に、「当該商品取引員」を「当該商品先物取引業者」に改め
〃	〃	一七	加え、	加え、「貸付け」を「貸し付け」に改め、

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十一日付第二七〇号　二六〇ページ●同日付政府調達第二三九号　一一二ページ●十一月三十日付衆会第一三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月　一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体　一三〇円）（配送料別）